

阿賀野川自然再生検討会 設立主旨

阿賀野川は、その源を栃木・福島県境の荒海山に発し、会津盆地、越後平野を経て、日本海に注ぐ一級河川です。

低平地を乱流し、氾濫を繰り返していた阿賀野川では、本格的な放水路や捷水路等の整備が大正時代に始まり、現在では、越後平野が国内有数の穀倉地帯へと成長するなど、地域経済・社会の発展に大きく寄与してきました。

阿賀野川では、毎年多くのサケ、アユ等が遡上し、地域で「わん」と呼ばれるワンドには稚魚が群がり、かつては、湧水に生息する「トゲソ」が生息していたとされます。砂礫河原には河原固有植物、河口砂州には海浜植物が生育し、水辺に連なる広大なヨシ原は、かつて漁が行われていたイトヨの産卵場等となっています。冬には、水辺で休息するコハクチョウが風物詩となるなど、阿賀野川には、多くの生き物をはぐくむ豊かな自然が残されています。

阿賀野川沿川は、かつて「潟」と呼ばれる排水困難な低湿地帯でしたが、近年その価値が見直されています。折しも、佐渡ではトキの野生復帰が進められており、越後平野でも、ラムサール条約登録湿地の瓢湖、野鳥や水生植物の宝庫である福島潟、地域と共生し守り継がれてきた田んぼや水路などの湿地ネットワークといった、トキやコハクチョウが舞う身近な水辺湿地の保全が重要視されています。

一方で、高度成長期には河床低下が進み、濘筋の固定化や水際の二極化、砂礫河原やワンド等水際湿地の減少、樹林化の進行、本支川の連続性の低下、など河川環境の劣化が顕在化してきています。

このような状況を踏まえ、国土交通省阿賀野川河川事務所では、母なる大河・阿賀野川の恵みを受けてはぐくまれてきた自然豊かな流域環境を守り、次世代へ引き継ぐため、阿賀野川らしい河川環境、景観の保全、再生を目指して「阿賀野川自然再生計画」を策定することとしました。

この計画の策定に当たっては、専門的知識を有する学識経験者のご指導、地元住民の方々のご協力が不可欠であると考え、本検討会を設置することとしました。本検討会は、「阿賀野川自然再生計画」についての指導・助言をいただき、阿賀野川の生態系の保全・再生を行うものです。

平成24年9月

阿賀野川自然再生検討会 規約

(名 称)

第1条 本会の名称は「阿賀野川自然再生検討会」（以下「検討会」という。）とする。

(目 的)

第2条 本検討会の目的は、阿賀野川の自然環境の保全・再生に向けて、市民や諸団体、学識者、行政が相互に有する英知を提供しあい、その具体的方策について検討を行うことを目的とする。

(組 織)

第3条 本検討会は別表に掲げる委員をもって構成する。

- 2 検討会には会長を置かず、全ての構成員が対等な立場で意見を交換するものとする。
- 3 検討を進める上で必要があると認められる場合は、検討会に諮り別表に掲げる者以外の参加を認める。

(検討会の成立)

第4条 検討会は委員の過半数の出席をもって成立する。

- 2 委員の代理出席は原則として認めない。

(情報公開)

第5条 会議及び会議資料は公開を原則とし、その決定は検討会が行う。ただし、貴重種の情報、個人情報保護法に抵触する資料に係る資料は、委員に限り配布する。

(事務局)

第6条 検討会の事務局は、国土交通省 阿賀野川河川事務所 調査・品質確保課に置く。

(雑則)

第7条 本規約に定めるもののほか、検討会の運営に関する必要な事項については検討会で定める。

附 則

本規約は、平成24年7月25日より施行する。

別表

「阿賀野川自然再生検討会」委員名簿

(委員)

かみたに 紙谷	ともひこ 智彦	新潟大学農学部 教授
なかむら 中村	よしのり 吉則	NPO 法人 五泉トゲソの会 常務理事
ふじた 藤田	まさあき 正明	阿賀野川漁業協同組合 副組合長
ほんま 本間	りゅうへい 隆平	新潟県野鳥愛護会 顧問
ほんま 本間	よしはる 義治	新潟大学 名誉教授
やすだ 安田	ひろやす 浩保	新潟大学災害・復興科学研究所 准教授
たなべ 田部	なりゆき 成幸	阿賀野川河川事務所長

(敬称略)

(オブザーバー)

新潟市 環境政策課

阿賀野市 建設課

五泉市 都市整備課